

會 則

双掌の會

会 則

(目的)

第 1 条 本会は、地域社会を愛する者が、地域の新しい産業・文化を創造し発信することを目的として、技術情報や文化資産の発掘及び事業推進など、地域発展の基盤作りを目指すと共に、会員相互の研鑽と親睦を図る。

(名称)

第 2 条 本会は、「双掌の会」と称する。

(事務所)

第 3 条 本会は、主たる事務所を仙台市内に置く。

(活動)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員同志の活発な情報交換会の開催
- (2) 地域の産業・文化の発掘
- (3) 新しい産業・文化の研究と事業推進の提案、助言、育成
- (4) 新規事業や商品開発に向けた会員の相互協力

(5) 親睦交流会の実施

(6) その他本会の目的達成に必要な活動

(会員の入会及び退会)

第5条 会員は、宮城県並びに近県に在住する企業及び個人とする。

2. 会員として入会する場合は、所定の入会届を提出し、役員会等の所定の承認を得るものとする。入会金並びに年会費については、別表1及び別表2に記載の通りとする。

3. 退会については、所定の退会届を事務局へ提出するものとする。

既に納入済の年会費（入会金を含む）の返金はしないものとする。

また、2年間年会費が未納の場合は、自動的に退会扱いとする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 相談役 1名

(3) 副会長 3名以内

(4) 理事 12名以内（事業推進、事務局の各担当1名を含む）

(4) 監事 2名以内

2 役員は、総会において会員から選任する。

- 3 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。（役員の職務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会長の指示を受け、会務を処理する。
- 4 監事は、本会の業務並びに会計を監査する。

（顧問）

第8条 本会に顧問を置くことが出来る。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て、総会において推挙する。

（総会）

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回を原則として事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催する。
- 4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし委任状の提出をもって出席に代えることが出来る。
- 5 総会の議長は、会長がこれを務める。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、この会則に定められたもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他本会に関する重要な事項

2 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。ただし可否同数の場合は議長が決する。

(役員会)

第11条 役員会は、会長が招集し、議長となる。

2 役員会は、会長・相談役・副会長・理事で構成する。

ただし必要に応じて監事と顧問の出席を求めることが出来る。

3 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。ただし委任状の提出をもって出席に代えることが出来る。

(役員会の議決事項)

第12条 役員会は、この会則に定められたもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(会計)

- 第 13 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。
- 2 本会の経費は、入会金・年会費・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 3 入会金及び会費は、別表のとおりとする。
- 4 年会費については、7 月 1 日以降の入会者は半額とする。
- 5 年途中の退会者（転勤による退会も含む）については、入会金及び年会費の未経過分は返金しない。
- 6 その他の収入には、総会・役員会並びに定例会や親睦会等の参加者負担金が含まれる。
- 7 参加者負担金については、当日に参加取消された分は徴収する。

(予算)

- 第 14 条 本会の予算は、総会の承認を得るものとする。

(決算)

- 第 15 条 本会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

(事務局)

- 第 16 条 本会の事業を円滑に運営するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び若干名の職員を置くことが出来る。

3 事務局長及び職員は、会長が指名する。

(会則の変更)

第17条 この会則の改正は、総会の決議を必要とする。

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

付 則

1、この会則は、平成20年1月1日から施行する。

2、平成22年2月26日一部改定される。

3、平成24年2月21日一部改定される。

4、平成27年2月24日一部改定される。

5、平成28年2月23日一部改定される。

6、令和3年2月9日一部改定される。

7、令和7年2月13日一部改定される。

別表― 1 (入会金)

区 分	金 額
法人会員	一社当たり 20,000円
個人会員	一人当たり 10,000円

別表― 2 (会費)

区 分	金 額
法人会員	一社当たり 120,000円／年
個人会員	一人当たり 20,000円／年

※入会日が7月1日以降の場合は、会費はそれぞれ半額とする。

※当該年度中に、75歳を迎える個人会員のうち、役員会で承認されたものについては、会費を10,000円とする。